

妊娠・出産・子育てトータルケア事業の拡充について

平成 27 年 10 月に開始した「妊娠・出産・子育てトータルケア事業」について、利用者のニーズや要望等を踏まえ、平成 31 年 4 月から、新規事業を実施するなどの拡充を行うこととし、妊娠期から出産・子育て期への切れ目ない支援をより一層推進していく。

1. 産前産後家事支援事業（新規）

（1）事業の目的

産前産後家事支援事業（以下「家事支援事業」という。）は、妊娠中又は産後において家族等の援助が受けられない体調不良等の対象者に対し、家事支援者を派遣して家事育児の支援を行うことにより、妊産婦の健康回復と子育てを支援することを目的とする。

（2）対象者

妊娠中又は産後において家族等から家事の援助を受けられず、かつ、体調不良又は日常生活に制限が必要なため家事を行うことが困難な者

（3）利用期間

妊娠中から産後 6 か月以内

※ 区長が特に必要があると認める場合には、産後 1 年を経過するまでの日の間で、区長が認める期間とする。

（4）家事支援事業の内容

食事の準備・後片づけ、衣類の洗濯、居室の簡易な清掃・整理整頓、食材・生活必需品の買い物、健診付き添い・受診同行、乳児のきょうだい（兄・姉）の世話（室内遊び・保育園等の送迎）など

（5）事業の実施方法

助産師、保健師、看護師等の有資格者並びに、育児に関する知識を有し妊産婦の支援に関する講座や研修を受講した者を家事支援者として配置することのできる事業

者に委託して実施する。

(6) 利用時間数

家事支援業務の利用は、1回の利用につき1時間以上とし、妊産婦一人あたり34時間を限度とする。なお、以下の場合には利用時間を加算する。

- ① 多胎児（出産後のみ）の場合：17時間
- ② きょうだい（兄又は姉）がいる場合：6時間

(7) 利用日

日曜日及び土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日

(8) 利用できる時間帯

午前7時から午後7時までとする。

(9) 利用者負担金

1時間あたり1,000円（生活保護世帯、住民税非課税世帯等は免除）

※ 午前7時～9時、午後5時～7時の時間帯は30分あたり125円を加算する。

2. 産前サポート事業（拡充）

初めての出産を迎える妊婦を対象として、中部すこやか福祉センター及び北部すこやか福祉センターで実施してきた「マタニティーヨガ」について、新年度より、出産経験のある妊婦の利用枠を設けるとともに、全てのすこやか福祉センターで実施する。

(実施会場及び実施回数)

平成30年度：中部及び北部（合計17回）

平成31年度：中部、北部、鷺宮及び南部（合計24回）

※ 「マタニティーヨガ」並びに、中部すこやか福祉センター及び南部すこやか福祉センターで行う産後ケア事業の「デイケア」において一時保育を行う。